d　提出者が発行者である有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意⑵６ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

［⑶２～⑻９　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】⑹	＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑺	名称 （所在地）

［第一部～第七部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｇ　略］

h　提出会社が持分会社である場合における「第三部　企業情報」に掲げる事項は、⑵６から⑸１までに準じて記載すること。

i　当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意⑵４ｂ及びｃ並びに⑶１ｄにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

［⑵～⑵２　略］

［加える。］

［⑶２～⑻９　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】⑹	＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑺	名称 （所在地）

［第一部～第七部　同左］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｇ　同左］

［加える。］

［加える。］

［⑵～⑵２　同左］